

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 損害賠償等請求上告事件

国側当事者・国

令和4年3月9日却下・特別抗告

(控訴審・東京高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年12月22日判決、本資料・徴収関係判決令和3年判決分(順号2021-33))

(第一審・前橋地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年6月9日判決、本資料・徴収関係判決令和3年判決分(順号2021-11))

判 決

上告人	X
被上告人	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
被上告人	桐生市
同代表者市長	荒木 恵司

主 文

- 1 本件上告を却下する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

理 由

本件記録によれば、本件上告状兼上告受理申立書並びに民訴規則194条所定の期間内に提出された令和4年1月27日付け上告理由書、同年2月15日付け「上告理由書 No. 2」、同月23日付け「上告理由書 No. 3」及び同年3月1日付け「上告理由書 No. 4」には、民訴法312条1項及び2項に規定する事由の記載がないから、本件上告は不適法でその不備を補正することができないことが明らかである。

よって、同法316条1項1号、67条1項、61条を適用して主文のとおり決定する。

令和4年3月9日

東京高等裁判所第23民事部

裁判長裁判官 小野瀬 厚

裁判官 渡邊 和義

裁判官 三上 乃理子